新潟地方裁判所委員会(第6回)議事概要

- 1 日 時 平成17年11月28日(月)午後2時30分から同4時30分まで
- 2 場 所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席者 10人の委員が出席(高橋委員,町屋委員,村山委員欠席)

学 識 経 験 者 委 員 岡田ヨシミ委員,木村哲郎委員,平野友孝委員,本間一 也委員

弁 護 士 委 員 古川兵衛委員,二岸直子委員

検察官委員 中井國緒委員

裁 判 官 委 員 加藤新太郎委員,大谷吉史委員,大工強委員

4 議事概要

(1) 委員長選出

宗宮英俊委員長の転出に伴い,新委員長の互選が行われ,加藤新太郎委員(新 潟地方裁判所長)が,出席の全委員の了承を得て委員長に選任された。

(2) 裁判所からの報告

裁判所事務局から、「法の日週間行事等」及び「庁舎改修工事」の報告が行われた。

(3) 意見交換

裁判員制度の円滑な導入に向けて,来年1月22日に行われる「裁判員制度全国フォーラムin新潟」で上映する刑事裁判ビデオの視聴をし,11月に法曹三者で行った第2回の裁判員模擬裁判を傍聴しての感想も含め,今後の裁判員制度の広報の在り方についての意見交換が行われた。

ア 裁判員フォーラム用ビデオの感想

- (ア) 一般国民がビデオのような刑事裁判に関わっていけるのか不安を感じる。市民の意見で決まることへのおそれと後で何かあるのではないかという不安があるからである。
- (イ) ビデオは簡単に過ぎるように思い,不安が残る。

公開講座の場で聴講者に聞いてみると,裁判員をいかに免れるかが最大の関心事である。その原因としては,死刑判決に関わりたくない,刑罰を 決めることの難しさ,刑事裁判への無関心などがあろう。

- (ウ) 2番目に多いのは、なぜ一般人が刑事裁判に関わる必要があるのかという疑問である。このビデオでは、現在の刑事裁判のあらましは示されているが、実際に裁判員が何をどうするのかということは明らかにされていないので、かえって不安を感じることになるのではないか。
- (エ) 国民の多数は、裁判員をやりたくない、どうやって免れるかと考えている。やはり、事実認定ができないのではないかということや刑事裁判に関わることへの恐ろしさが原因となっていると考えられる。そういう意味で、これらの不安に答えを示していないこのビデオは物足りないものと感じるだろう。
- (オ) ビデオの事案では、被告人の犯人性が問題となっていたが、これを争点として取り上げるには、25分では短過ぎる。まだ、殺意の有無であれば良かったか。また、検察官の捜査も十分ではない。私であれば、例えば、被告人のジャンパーがどれほど生産され、その地域でどれほど販売されているかなどをきちんと捜査する。さらに、弁護人の反証も明らかにされていない。したがって、このビデオだけでは、経験則に照らして判断する材料が必ずしも充分に示されておらず、裁判員制度の広報としては不十分ではないか。ただし、検察庁としては、事実認定は一般常識に基づく判断であるから、あまり心配はしていない。
- (カ) ビデオでは結論(判決内容)が示されておらず,欲求不満が残る感じ

である。この程度の検察官の立証であるならば,無罪もやむなしかとも思われる。いずれにしろこのビデオでは,かえって不安感を募らせることになるのではないか。

- (キ) ビデオを見ていると、現在の刑事裁判の仕組みを説明しているに過ぎず、なぜ裁判員制度を導入することになったのかの説明が足りない。
- (ク) やはり裁判員制度を導入した理由の説明が必要と考えている。法律家には法の常識よりは豊富な経験に基づく常識,良識が求められていると考えられる。そこで,常識,良識を反映させる仕組みとして国民参加の裁判員制度が設けられたものと考える。
- (ケ) 裁判員制度の導入により身近に起きる犯罪に主体的に関わっていくことになる。これにより,一人一人が社会の安全に寄与することになると考える。
- イ 第2回裁判員模擬裁判を傍聴しての感想
 - (ア) 第1回の模擬裁判でも感じたことであるが,今回も法廷での発言の中で,例えば「不法な有形力の行使」などという専門家特有の表現がかなり見られた。これでは裁判員には理解できない。
 - (イ) 一般国民がどういう感覚で裁判員として参加しているのか聞いてみたかったが、今回の模擬裁判は、法曹三者の関係者から裁判員を出しているということなので、それを確認することができず残念である。
 - (ウ) 被告人の内心のことなので、殺意の認定が難しいと感じた。
 - (エ) 当事者としては、通常の仕事の外に模擬裁判の準備をしなければならず、新潟のような中規模庁では、その負担は相当なものである。今後、このようなやり方で模擬裁判の成果があるのか検討する必要があろう。

また,今回,公判前整理手続できちんと争点整理がなされるものと期待 したが,弁護人はこれに協力的ではなかった。これが必ずしもすべての弁 護士に共通の対応だとは思わないが,このような弁護人の対応の結果,証 人尋問,被告人質問に無用な時間を要したと言える。このような対応は, 法は予定していないものである。このあたりの摺り合わせに強い不安を感 じる。

模擬裁判のやり方として、証拠調べ等についてビデオをあらかじめ用意 し、それを裁判員に視聴してもらい、それに基づいて評議を行うという方 法を採用すれば、コンパクトに模擬裁判を実施できると思う。

- (オ) 当事者の準備がかなり大変であると感じた。合意書面の作成,争点整理などの点で課題が残った。
- (カ) 問題が山積していることを認識した。裁判員制度については、法曹三者で温度差があり、考え方が三者三様という感じである。

合意書面の問題では,検察庁も妥協する姿勢を見せて欲しい。争点整理 の点では弁護人に協力してもらいたい。

- (キ) 合意書面,争点整理の点については,模擬裁判の場ではなく,例えば, 勉強会の場でも調整できるのではないか。
- ウ 裁判員制度の広報について
 - (ア) 多くの国民が司法は身近ではないと感じている。それを変えたければ、 長い目で法教育をしっかりやっていく必要がある。裁判員となるのは国民 の権利であるという認識を醸成していく必要がある。
 - (イ) 国民の不安感を除く必要がある。そのためには、評議がどのように行われるのか、評議の様子を国民に伝える努力をすべきである。
 - (ウ) 国民に犯罪について関心を示し,裁判員制度に責任を持って主体的に 関わっていく姿勢を持ってもらわなければならない。

現時点では、国民にいるいるな不安は見られるが、例えば、犯人性が争点ならば、事例を蓄積することで判断できると思う。そういう意味で、常識で判断するということは、十分可能であり、私としては楽観視している。

裁判員制度の円滑な運用のためには,企業の使用者側の理解が不可欠だ

と考えられることから,広報としては,企業への働き掛けにも力を注ぐ必要がある。

また,裁判員に選任された国民は,それが外部に知られることに不安を感じるだろう。その不安感を除くためにも,社員が裁判員に選任されたということの企業側の守秘義務も考える必要があるのではないか。この点について立法の不備があると思う。

- (エ) 一般国民の代表者を裁判員にした模擬裁判を実施して、その感想を聴取し、これを踏まえた広報をしなければ、国民への浸透は図れないと思う。 フォーラムもこの点を意識して実施すべきである。
- (オ) マスコミは,前回と同じ報道対応では関心を示さない。新しい何かがなければ「ニュー(New)ス」になり得ない。したがって,例えば,評議を取材させるとか,これまでと違った対応が必要である。そういう意味では,記者に裁判員を体験させるのは素晴らしい試みだと思う。裁判員全員が記者でなくても,1/3 くらいが記者であれば良いと思う。
- (カ) 一般国民としては、裁判は特殊の世界で、特殊の判断をするものであり、そこに自分が参加することに違和感、不安感を感じている。したがって、この違和感、不安感を取り除くため、一般人の常識で十分対応できるのだということを強くアピールしていく必要がある。
- (キ) 刑事司法は、その国のレベルを測るバロメーターであると言われている。そういう意味で考えると、日本国民は、国や社会の仕組みの理解を前提とした常識、良識を持ち合わせており、それを持ってすれば、刑事裁判の事実認定も十分可能である。刑事裁判の事実認定には、専門的知識は必ずしも必要ではなく、常識、良識を駆使すれば一般国民でも充分に行うことができる。この点を、国民に理解してもらうよう広報していく必要がある。

5 次回期日

- (1) 平成18年2月2日(木)午後2時から午後4時まで
- (2) 意見交換テーマ
 - ア 裁判員制度に関する情報提供と広報活動について
 - イ 裁判所に来て気付いたこと
 - ウ その他